

7 外部監査公表第4号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和7年9月25日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

併せて、監査の結果に添えて提出する意見に対する市の見解について通知を受けたので、次のとおり公表する。

令和7年11月27日

福岡市監査委員	大 森 一 馬
同	池 田 良 子
同	高 木 三 郎
同	千々松 英 樹

1 監査報告と措置及び監査の結果に添えて提出する意見の件数

28外部監査公表第1号（平成28年4月28日付 福岡市公報第6297号（別冊）公表）分
(市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について) ···· 5件

5外部監査公表第1号（令和5年3月27日付 福岡市公報第6944号（別冊）公表）分
(補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について) ···· 4件

2 講じた措置及び市の見解の内容

別紙のとおり

【目次】監査結果に対する措置状況（平成27年度・令和4年度－包括外部監査）

No. 〔年度-監査種別-期- 事務/工事一通し番号〕				公表日	報告書	対象局区等	対象課	結果区分	件名	措置状況	通知日	
年度	種別	期	事/工 番号									
H27	包括	-	-	-	H28. 4. 28 (福岡市公報第6300号(別冊))	P. 100	市民局	スポーツ施設課	意見	宿泊施設使用料単位の見直しについて	措置を行わない	R7. 9. 25
H27	包括	-	-	-	H28. 4. 28 (福岡市公報第6316号(別冊))	P. 327	経済観光文化局	文化施設課	意見	望ましい受益者負担割合の検討について	措置を行わない	R7. 9. 25
H27	包括	-	-	-	H28. 4. 28 (福岡市公報第6329号(別冊))	P. 579	道路下水道局	自転車課	意見	一時利用料金と定期利用料金の関係について (天神自転車駐車場)	措置済	R7. 9. 25
H27	包括	-	-	-	H28. 4. 28 (福岡市公報第6331号(別冊))	P. 590	港湾空港局	客船事務所	意見	条例等における減免額の明文化について	措置済	R7. 9. 25
H27	包括	-	-	-	H28. 4. 28 (福岡市公報第6332号(別冊))	P. 591	港湾空港局	客船事務所	意見	特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について	措置済	R7. 9. 25
R4	包括	-	-	-	R5. 3. 27 (福岡市公報第6944号(別冊))	P. 73	市民局	防犯・交通安全課	指摘	補助対象団体としての適格性の検討について	措置済	R7. 9. 25
R4	包括	-	-	-	R5. 3. 27 (福岡市公報第6944号(別冊))	P. 83	市民局	防犯・交通安全課	指摘	補助対象団体としての適格性の検討について	措置済	R7. 9. 25
R4	包括	-	-	-	R5. 3. 27 (福岡市公報第6944号(別冊))	P. 260	福祉局	障がい企画課	指摘	事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な把握について	措置済	R7. 9. 25
R4	包括	-	-	-	R5. 3. 27 (福岡市公報第6944号(別冊))	P. 261	福祉局	障がい企画課	指摘	補助対象経費の明確化について	措置済	R7. 9. 25

監査結果に対する措置状況（平成27年度・令和4年度-包括外部監査）

年度	監査種別	番号	報告書		対象所属 公表日	ページ 局区等	課 結果区分	監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日
			報告書	対象所属 公表日				内容	措置状況	内容		
H27	包括	- - -	(福岡市公報 H28第634002号(別冊))	P	市民局	スポーツ施設課	意見	II. 福岡市立今宿野外活動センター 視点2. 受益者負担のあり方 ⑤宿泊施設使用料単位の見直しについて テント施設が1張当たり、ロッジ施設が一人当たりの価格となっているため、ロッジ施設の方が明らかに設備は充実しているが、宿泊者の人数が少ない（6人未満）場合はテント施設利用よりもロッジ施設利用の方が使用料は安くなる等の問題点がある。そのため、ロッジ施設もテント施設と同様、1棟当たりの金額で使用料を設定することが望ましい。	措置を行わない	福岡市立今宿野外活動センターは、リニューアルにあたって、テント施設およびロッジ施設を解体撤去とともに、今後、公共事業として宿泊施設を運営しないこととしたため、措置が不要となった。	R7.9.25	
H27	包括	- - -	(福岡市公報 H28第634162号(別冊))	P	経済観光文化局	文化施設課	意見	X. 福岡市民会館 視点2 受益者負担のあり方 ⑤ 望ましい受益者負担割合の検討について 施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。 市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。	措置を行わない	望ましい受益者負担割合の検討については、福岡市民会館条例が令和7年4月1日で廃止され、同会館は閉館したことから、措置が不要となった。	R7.9.25	
H27	包括	- - -	(福岡市公報 H28第634292号(別冊))	P	道路下水道局	自転車課	意見	III. 福岡市自転車駐車場 視点2 受益者負担のあり方 ③一時利用料金と定期利用料金の関係について（天神自転車駐車場） 現状の天神自転車駐車場における料金設定について、一時利用料金は、1日（1回）50円であるため、1か月に30回利用すると1,500円となるが、1か月定期利用料金（一般・共通定期乗車券以外）は1,900円であり、一時利用料金で利用したほうが400円安いことになる。このように、一般的な一時利用料金と定期利用料金とは異なる関係性になっているため、利用者の誤解を招きかねない料金設定であると考える。 可能な限り利用者に誤解を与えない料金設定のあり方を検討することが望まれる。	措置済	令和7年5月1日に天神自転車駐車場の一時利用料金を他の市営自転車駐車場と同額の100円に改定したことにより、利用者の誤解を招きかねない料金設定は解消した。	R7.9.25	

年度	監査種別	番号	報告書 公表日	対象所属 ページ 局区分	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日
					基 層 課 業 分 別	内 容	措 置 状 況	内 容	措 置 状 況	内 容	
H27	包括	-	-	(福岡市公報第2863312号(別冊)) H.5.9.0	港湾空港局 客船事務所 意見	I. 福岡市営渡船 視点2 受益者負担のあり方 ② 条例等における減免額の明文化について 施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を减免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のいずれにも明記されていない。 減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。	措置済	令和7年度に福岡市営渡船条例施行規則を改正し、減免金額を明文化した。			R7.9.25
H27	包括	-	-	(福岡市公報第2863312号(別冊)) H.5.9.1	港湾空港局 客船事務所 意見	③ 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について 減免の一部の運用について、特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。 説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。	措置済	令和7年度に福岡市営渡船条例施行規則を改正し、減免内容及び減免率を明文化した。			R7.9.25
R4	包括	-	-	(福岡市公報第5693442号7(別冊)) R.7.3	市民局 防犯・交通安全課 指摘	ウ 地域振興補助金（生活安全部防犯・交通安全課） ①（結果）補助対象団体としての適格性の検討について 地方自治法上、補助金は、公益上必要がある場合に交付することができるとしている。より具体的に言えば、地方公共団体は、条例や要綱等で定められたルールに基づいて補助金を交付し、事業者に補助事業を実施してもらうことによって市の行政目的が補完、促進されることになると考えられる。 かかる趣旨からすれば、補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められると考えられる。 しかし、本協議会について、【現状】に記載した状況を勘案すると、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っており、補助金の交付先としての適格性に問題がある。すなわち、事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態であり、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、本補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。 よって、市は、当該団体が補助対象団体として適格かどうか、また、そもそも補助事業を市の事業として実施することはできないかについて検討すべきである。	措置済	令和7年4月から、補助事業を市の事業として実施することとした。			R7.9.25

年度	監査種別	番号	報告書 公表日	対象所属 ページ	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日
					局区分	課	内容	措置状況	内容		
R4	包括	-	-	(福岡市公報 R第56.9.34.42号7(別冊))	P·83	市民局 防犯・交通安全課 指摘	カ 福岡市暴力追放推進協議会事業補助金（生活安全部防犯・交通安全課） ①（結果）補助対象団体としての適格性の検討について 地方自治法上、補助金は、公益上必要がある場合に交付することができるとされている。より具体的に言えば、地方公共団体は、条例や要綱等で定められたルールに基づいて補助金を交付し、事業者に補助事業を実施してもらうことによって市の行政目的が補完、促進されることになると考えられる。 かかる趣旨からすれば、補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められると考えられる。 しかし、本協議会について、【現状】に記載した状況（報告書83P参照）を勘案すると、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っており、補助金の交付先としての適格性に問題がある。すなわち、事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態であり、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、本補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。 市は、当該団体が補助対象団体として適格かどうか、また、そもそも補助事業を市の事業として実施することはできないかについて検討すべきである。	措置済	令和7年4月から、補助事業を市の事業として実施することとした。	R7.9.25	
R4	包括	-	-	(福岡市公報 R第56.9.34.42号7(別冊))	P·260	福祉局 障がい企画課 指摘	タ 障がい者スポーツ等活動推進事業補助金（障がい者部障がい企画課） ①（結果）事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な把握について 事業実績報告として提出された補助事業収支決算書（令和3年度収支決算書）によれば、補助対象経費となっている人件費の合計は16,433,958円となっており、人件費は次のとおり事業ごとに配分されている（報告書260P参照）。 ところが最後の項目である「全国障害者スポーツ大会福岡市選手団派遣」の事業のみ、多額の人件費が割り当てられていることからも、人件費の決算報告は各事業の実施のために実際に発生した人件費の金額が記載されたものではないと考えられる。 また、事業費及び事務費についても、交付先全体の歳出と補助対象経費の支出額は一致している。つまり、交付先が支出した事業費及び事務費の全てが補助対象経費に含まれていることになる。 これらを踏まえると、本補助金は事業費補助の形をとっているが、上記事業費及び事務費の全てが補助対象となっていること、特に上記の人件費の割振りが恣意的であり、人件費の中に退職金、退職共済掛金まで含まれていることから、本補助金は特定の事業に対する補助というより、実質的には運営費補助であると指摘せざるを得ない。 加えて、交付先の収入のうち本補助金が占める割合が9割を超えていていることからすれば、交付先はほとんど市の補助金によって運営されているという側面がある。 よって、市は、事業費補助であることを明確化するため、どのような事業を補助対象とするのかを改めて整理した上で補助対象事業に発生した経費を適切に把握し、補助金を交付する必要がある。	措置済	監査指摘事項を踏まえ、補助対象とする事業、および補助対象経費について、交付先である福岡市障がい者スポーツ協会と協議し、実態把握を行ったうえで整理し、令和7年4月1日付で補助金交付要綱を改正した。 また、令和7年4月1日から、改正要綱に基づき、適切な補助金交付を行っている。	R7.9.25	

年度	監査種別	番号	報告書 公表日	対象所属 ページ	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日
					局区分	課	結果区分	内容	措置状況	内容	
R4	包括	-	-	(福岡市公報R第56.9.34.4.2号7)(別冊)	P 2 6 1	福祉局 障がい企画課 指摘		<p>② (結果) 補助対象経費の明確化について</p> <p>確かに、本補助金の補助対象経費の事業費は、「障がい者のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、障がい者の福祉の向上に資する事業にかかる経費」との記載であるため、当該事業に係る経費である限り食糧費も認められると解釈することは文言上、不可能ではない。</p> <p>しかし、補助金が貴重な市税等を財源としていることに鑑みれば、食糧費は飲食する各自が自己負担すべきものであり、原則として補助対象外経費と位置付けられるべきであると考えられる。</p> <p>一方、例えば、ボランティアを募り何らかの事業を行う場合に日当相当額として弁当や飲み物を出すことの趣旨や理由が認められる場合等は、補助金から食糧費を支出することが許容されると考えられる。</p> <p>ところが、本補助金では本補助金交付要綱上、上記食糧費の支出が認められる場合の例示もなく、食糧費の支出の可否を交付先の判断、解釈に委ねており、また、金額の制限もない。食糧費の支出が例外であることを踏まえると相当とはいえない。</p> <p>よって、市においては、補助対象経費に食糧費を含める必要性について検討を行うことが望ましい。</p> <p>このことは食糧費に限らず、交付先の收支決算書には費目として掲載されているが、本補助金交付要綱上に明記されていない委託料や備品購入費についても同様である。</p> <p>補助対象経費の分類及び費目が本補助金交付要綱上、明らかではないことから、本補助金交付要綱上の補助対象経費と交付先が提出する收支決算書の区分が対応していない事態にも繋がっている(例えば本補助金交付要綱上は、役務費、旅費交通費等は、「事務費」として分類されているにもかかわらず、交付先が提出する收支決算書上は「事業費」に分類されている。)。</p> <p>以上を踏まえ、市は、補助対象経費についてさらなる整理を行い、補助対象経費となる具体的な経費項目について本補助金交付要綱に明記すべきである。</p>	措置済	監査指摘事項を踏まえ、費目ごとに補助対象経費について、交付先である福岡市障がい者スポーツ協会と協議し、実態把握を行ったうえで整理した。食糧費については、スポーツ大会・教室に従事いただくボランティアに対して、主催者として飲料・弁当を用意する必要があると判断し、対象経費に含むこととした。その他、具体的な経費項目についても補助金交付要綱に明記するため、令和7年4月1日付で補助金交付要綱を改正した。	R7.9.25